

令和8年第2回（6月）大郷町議会定例会会議録第3号

令和8年6月5日（金）

応招議員（12名）

1番	鈴木	安則	君	2番	赤間	繁幸	君
3番	鎌田	暁史	君	4番	鈴木	利博	君
5番	赤間	則幸	君	6番	佐々木	和夫	君
7番	鈴木	恵子	君	8番	金須	新一	君
9番	田中	三恵子	君	10番	熱海	文義	君
11番	高橋	重信	君	12番	石垣	正博	君

出席議員（12名）

応招議員と同じ

欠席議員（0名）

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	石川	良彦	君	副町長	武田	力也	君
教育長	関	一男	君	総務課長	菅野	直人	君
財政課長	伊藤	義継	君	まちづくり政策課長	千葉	昭	君
復興推進課長	櫛濱	学	君	税務課長	片倉	剛	君
町民課長	高橋	裕美子	君	保健福祉課長	小野	純一	君
農林振興課長	本間	文二	君	商工観光課長	高橋	優	君
地域整備課長	武藤	亨介	君	上下水道課長	赤間	良悦	君
会計管理者	角田	倫明	君	学校教育課長	遠藤	歩未	君
社会教育課長	齋藤	正智	君				

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉恭啓 次長 齋藤由美子 主事 高橋映瑠

議事日程第3号

令和8年6月5日（金曜日） 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第 2	議案第 3 1 号	大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 3	議案第 3 2 号	大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 4	議案第 3 3 号	大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 5	議案第 3 4 号	大郷町水道事業給水条例の一部改正について
日程第 6	議案第 3 5 号	令和 8 年度大郷町一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 7	閉会中の所管事務調査	

本日の会議に付した案件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	議案第 3 1 号	大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 3	議案第 3 2 号	大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 4	議案第 3 3 号	大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 5	議案第 3 4 号	大郷町水道事業給水条例の一部改正について
日程第 6	議案第 3 5 号	令和 8 年度大郷町一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 7	閉会中の所管事務調査	

午 前 10 時 00 分 開 議

議長（石垣正博君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

3 番鎌田暁史議員から、去る 6 月 2 日の一般質問における発言中、役職名に誤りがあったため、会議規則第 60 条の規定により、発言の訂正をしたい旨の申出がございました。これを許可いたしましたので、御報告をいたします。

なお、訂正の詳細はお手元に配付いたしました正誤表のとおりでござ

います。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（石垣正博君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、4 番鈴木利博議員及び 5 番赤間則幸議員を指名いたします。

日程第 2 議案第 3 1 号 大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議長（石垣正博君） 日程第 2、議案第31号 大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） ございませんか。ないですか。ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第31号 大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第 3 議案第 3 2 号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議長（石垣正博君） 次に、日程第 3、議案第32号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。
これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第32号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第33号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議長（石垣正博君） 日程第4、議案第33号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。
これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第33号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第34号 大郷町水道事業給水条例の一部改正について
議長（石垣正博君） 日程第5、議案第34号 大郷町水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。10番熱海文義議員。

10番（熱海文義君） 私のほうから質問というか、この議案書のこの書き方で
すね。変わったところって、この議案書見ただけで分からないですよ、
誰も。どこが変わったの。説明受けて、初めて分かったわけですよ。説
明する前に議案書で分かるような工夫をしてほしいと思うんですが、ど
うでしょう、課長。

議長（石垣正博君） 答弁願います。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君） 答えいたします。

確かに変わったところが一発でちょっと分かるような状態でなかった
ので、ほかの市町村の例も参考にしながら、分かりやすい議案書の作成
について検討したいと思います。

議長（石垣正博君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を
終わります。

これより議案第34号 大郷町水道事業給水条例の一部改正についてを
採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可
決されました。

日程第6 議案第35号 令和8年度大郷町一般会計補正予算（第2号）

議長（石垣正博君） 次に、日程第6、議案第35号 令和8年度大郷町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。9番田中三恵子議員。

9番（田中三恵子君） 10ページになります。2款の総務費1項総務管理費の1目一般管理費8節職員研修旅行ということの説明受けまして、この内容についてお聞きします。

あと、もう1点ですね。12ページ、5款の農林水産費1項農業費3目農業振興費12節の委託費というところで、果樹伐採業務（熊対策）とありました。説明の際に、令和7年度が行政区割で1から5区で、令和8年度で6区から22区というふうに御説明ありまして、まず1点が、令和7年何本伐採され、令和8年の1年間の伐採の予定は何本ぐらいになっているかというのをお聞きします。

あと、2点目が、令和8年度の申込み終了後に、本当に6月3日だったんですけども、住民の方から今から追加で申込みはできないものかという御相談を受けました。何か大木の柿の木がありまして、熟成したのでかなり良い実が取れるということで、それを楽しみにしている方もいるので、どうしようかと迷っている間に期限が切れてしまったと。で、最近になって、近場で熊が出てきて、ちょっとやっぱり怖くなってしまって、やっぱり1人では切れないんだけどもということで、区長さんに相談したそうですが、申込みの期限は終了となっていますというふうに言われたんですが、追加の受入れは可能でしょうかというような御相談を受けました。で、その希望する方に、もし可能であれば、どのように相談すれば、町で直接でいいのかとか、いつぐらいまでにというようなことがあるのであれば、御説明をお願いします。

あと、3点目に、目安として何本ぐらいの余裕を持っているのかとか、きちきちの予算なのかとか、あるいは今後このような形で希望者が増えた場合に、どのように対応される予定なのかということでちょっとお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えいたします。

10ページの2款の職員研修旅費でございますが、こちらにつきまして是一般社団法人全国建設研修センターが主催します研修でございます。中身としては市町村道路研修、それから開発許可の専門研修ということで3日間行われるものでございまして、地域整備課の職員が出席す

るための予算計上でございます。この計上につきましては、歳入のほうの雑入で市町村職員研修受講助成金というのが書いてありますけれども、全額補助が出まして受けられる研修でございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

まず、1点目です。果樹伐採につきましては、先ほど議員さんが、この前説明したとおり、令和7年度につきましては第1から第5行政区、こちらにつきましては5月15日で完了しております。それから、第6行政区から第22行政区まで、これからということになりますけれども、180本予定しております。ですので、全体として278本の予定でございます。

2点目として、今後追加をどのようにしていくかということになりますけれども、確かに何点かほかの地区からもやっぱり切ってほしいと、当時迷ったんですけれども、やっぱり切ってほしいという御要望もあります。その中で、どういった時期にその本数を取りまとめるかというのを今検討しています。というのも、実はこれから切る180本も、既に業者と、区長さんと全部確認して、ある程度場所とか、条件も全部確認しております。その中で、180本切るのも、年度内に終わるのかどうかも含めて、今、検討しています。その中で追加受け付けてしまうと、終わらないということも出てきます。これ補助金入っていますので、その辺も含めて検討してまいりたいと思うんですが、できれば追加も今後受け入れながら、希望に添うようにしていきたいと思っております。予算のほうは、国のほうに予算要求したときに、ある程度余裕を持って予算要求していますので、追加もある程度いけるのかなと思っておりますけれども、時期的なもの、それからどれぐらいあるのか、ボリューム等も含めながら検討しているところでございます。

以上です。

議長（石垣正博君） よろしいですか。9番田中三恵子議員。

9番（田中三恵子君） まず、研修旅行に関しては、先ほど市町村道とおっしゃったんですかね、道の開発の許可申請というところというふうにお聞きしまして、県道は入っていないということによろしいですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） 市町村道の研修ということでございます。

議長（石垣正博君） 9番田中三恵子議員。

9 番（田中三恵子君） 道路のことに関しては、皆さんいろいろな方々から質問が今までもたくさん出ているところだと思いますけれども、かなり町外の方からも、大郷町は道がよくないねというようなお話を聞くことがありますので、ぜひ頑張って取り組んでいただければと思います。

あと、12ページの熊対策の果樹伐採のほうなんです、具体的にもう既にもう事業として確定している部分があって、追加ということも検討は可能だということだったんですが、いつぐらいまでに申込みすればいいのかとか、その辺の具体的な、お伝えする際に何かありましたら教えてください。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） こちらにつきましては、これから先ほど申しあげましたとおり180本切っていく中で、スケジュール感だったりもある程度見えた中で、どの時期から追加の分を受け入れるかということを検討しているところでございます。できるだけ気持ちとしては追加、切っしてほしいという方に寄り添うような形で考えてまいりたいと思いますし、できるだけ早期にそこはアナウンスしたいと思うんですが、いずれ、まずは1回目申し込まれた方優先になりますので、その中で時期等は今後検討してまいります。

以上です。

議長（石垣正博君） ほかにございませんか。8 番金須新一議員。

8 番（金須新一君） それでは、1 点御質問いたします。

説明書の10ページ、2 款の1 節会計年度職員の報酬という部分で、人員不足で6 名増ということですが、それで日々の業務が適切に、円滑に遂行できると考えているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えいたします。

会計年度任用職員につきまして、6 月で補正をさせていただいておりますが、かなり仕事のほうが今までなかったような仕事もいろいろ増えてきておりまして、職員と数というところが定数に合っているのかというところも検討しなくてはならないような状況にございます。

会計年度任用職員につきましては、各課の課長から聞き取りをした中で、必要性のほうを検討した上で予算計上させていただいておりますが、本来は正式な職員を採用して、できれば一番よろしいのかと思いますけれども、現状はこの会計年度職員さんの御協力をいただきますれば、何とか事業のほうはできるというふうに思っております。

議長（石垣正博君） 8 番金須新一議員。

8 番（金須新一君） それですね、令和 8 年度の職員採用で、その 6 名分を補充するとか、そういうことは考えているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えいたします。

令和 8 年度も職員の方は募集をしております。現在、上級職員の職員を募集しておりますが、月曜日が締切りになりますけれども、今のところ、まだ募集がないというような状況でございますので、なかなか町のほうで求めても、希望する方がなかなか応募がないということも現実でございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 8 番金須新一議員。

8 番（金須新一君） 最後に、令和元年から 6 年まで、途中で退職されている職員の方が 40 名ほどいるという情報を聞いております。それに対しての対応とか、対策というのはされているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君） お答えいたします。

ちょっと 40 名という数が正しいかどうか、ちょっと今確認はできないんですけれども、現実にはその途中で辞めているという職員はございます。その内容、辞める理由というのはそれぞれございまして、家庭的なものであったり、個人的なものであったり、さらに自分のスキルアップであったりということで、いろいろな理由がございしますが、町のほうとしましては、やはり就職していただいた方が長く勤めていただけるようにということも踏まえまして、若い方々の意見を聞く機会であったりや設けまして、職場環境のほうを少しでもよくしていきたいということで、例えば、BGM を流したり、またはネクタイのほうを年間的に締めないような形を取ったり、あと研修の機会を余計設けたりとか、そういう形の対策は行っております。

議長（石垣正博君） よろしいですね。

ほかにございませんか。6 番佐々木和夫議員。

6 番（佐々木和夫君） まず、12 ページ、5 款農林水産業費の 14 節の工事請負費侵入防止ということで、小学校ということになるんですが、どういふふうなフェンスをどのように張る計画なんですか。

あと、18 節のほうですね、この地域農業構造転換支援事業、これは 4 法人ということですが、どういうものが補助の対象になっているのか、

機械がどういうふうになっているのかちょっと教えてほしいのとですね、あと同じく物産館費、17節の備品購入ということで、これ授乳室ということになっているんですが、どのようにセットでなっているか、ちょっとイメージが分からないので、具体的に教えていただきたいかなと思います。

あと、13ページの教育費の中ですね、小学校、中学校、これタブレットということでございますが、台数とですね、1年生、何年生になるのかちょっと教えていただければかなと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

この侵入防止フェンス設置工事ですけれども、大郷小学校の周辺に取り回そうと思っております。東側の坂道のところから、ずっと南側の山のほうにかけて回していきまして、児童館の南側となりますけれども、山際にずっと回して、プールのほうまで、プールの手前まで、そのあとプールのほうはちょっと狭くなって、現場を見たんですけれども、フェンスのほうがなかなか難しいので、そこまで回そうと思っています。距離にして大体350メートルを予定していますけれども、ただ、一部山があって起伏があるので、少しその延長については延びるものと思っていますので、今のところ350メートルから400メートルぐらいの延長になるかなと思っています。

どういうフェンスかと申しますと、いろいろな今、熊対策のフェンスがある中で、フェンスがあって、上が返しがあって、バラ線のものであったり、それから上が鉄板のようになっていて、熊の爪が立たないような、登れないものとかいろいろございます。予算の中で、延長もあるものですから、これから、今、農林振興課のほうでいろんなものを見ながら、検討を重ねているところでございます。一番その熊が来たときに有効なものをできれば設置したいと思っていますし、来たときに子供たちが避難する時間も稼げるようなものが、しっかり安全が確保できるものがないのかなと思っています。

それから、地域農業構造転換支援事業補助金ですけれども、こちらにつきましては国の補助事業になっておりまして、主に対象者としては地域計画に位置づけられた担い手、それから認定農業者、新規認定就農者、集落営農などが対象になっております。

機械につきましては、成果目標の達成に直結する農業用機械、施設が対象ですということで、例えば、トラクター、田植機、コンバインなど

の農業用機械、それから乾燥調製施設、集出荷施設、農畜産物加工施設などの施設、それからビニールハウスなども対象となっている事業でございます。

農林振興課分は以上です。

議長（石垣正博君） 次、答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） お答えいたします。

12ページ、物産館費の備品購入費でございますが、こちら置き型授乳室ということで、単独での県産材を使った、木のぬくもりが感じられる単独でのお部屋のような形になります。そちらの設備としましては、照明、それからサーキュレーター、それから当然授乳をしますので、座る椅子があって、おむつの交換台があると。当然、扉もあって、閉じられた環境で授乳ができるような施設ということになってございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 学校教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君） お答えします。

13ページのタブレットの台数ですが、小学校につきましては228台、中学校が152台整備する予定になっております。

学年というお話でしたが、学年は小学校は1年生から4年生を対象に、中学校に関しては2年生から3年生を対象にしております。

以上です。

議長（石垣正博君） 6番佐々木和夫議員。

6番（佐々木和夫君） 先ほどの農林振興課の課長のお話で、小学校のフェンスいつ頃を設置予定しているんでしょうか。あと、プールって言ったんですが、児童館は入らないんですかね。ここが一つ。

あと、地域農業、これは何%の補助なんでしょうか。

あと、物産館費、購入費、これ授乳室はいつから始まるんでしょうか。そこら辺伺います。

ごめんなさい、もう一つ。このタブレットもですね、いつ入るんでしょうか。お願いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

フェンスにつきましては、先ほど言った東側の出入口の途中から、ずっと南側を回って、児童館の奥の南側の山の木をずっと回って行って、最後西側のプールのほうに落ちていくというような場所のイメージでございます。なので、主に東側から始まって、南側ずっと回して、西側

まで、張れるところまできっちり張りたいなというふうに思っております。

それから、補助事業ですけれども、こちらにつきましては、機械の購入であれば10分の3、それからリースであれば7分の3の補助事業の率でございます。

以上です。

すみません。あと、フェンスの設置時期ですけれども、本日御予算のほうがお認めいただければ、早急に進めたいなと思っていまして、できるだけ早期にフェンスのほうは設置したいというふうに思っております。

以上です。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） お答えいたします。

置き型授乳室でございますが、導入の時期ということでございます。こちらについては、組立て式ということになります。業者のほうからは、約1か月ぐらい、納品までかかるということになりますので、これからすぐに予算が認められれば、事務的な手続をしてということになりますので、約、最低でも1か月、1か月から2か月ぐらいの導入というような形になるかと思っております。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君） お答えします。

タブレットの納入時期ですが、今回の納入が、公告が6月にありまして、その後、入札が7月になる予定になっております。その後、議会で本契約の締結の承認をいただいた後に納入になる予定ですので、夏以降の納入になる予定となっております。

議長（石垣正博君） よろしいですか。

ほかにございませんか。3番鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 3点お伺いいたします。

説明書の8ページの15款県支出金の2項県補助金の宮城県指定管理鳥獣対策事業交付金について、おとといの説明で主に熊対策に充てられるという話でしたが、イノシシ対策について支出の予定はあるのかお伺いをいたします。

あと、2点目、同じく8ページの15款県支出金の2項県補助金の置き型授乳室設置促進事業補助金ですが、この補助金の対象者なんですけれ

ども、町になるのか、あるいはおおさと地域振興公社になるのか、お伺いをいたします。

3点目なんですけれども、先ほど佐々木議員からも質問があった13ページの教材備品購入費、小学校のタブレットなんですけど、380台ということで今年の当初予算で購入を予定した台数かと思いますが、1台当たり約2万3,000円の単価アップということになるとと思いますが、これは本体の価格がアップするものなのかお伺いをいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

こちらの宮城県指定管理鳥獣対策事業交付金ですけれども、主には熊対策になります。ただ、一部緊急銃猟については一部イノシシも対象になりますけれども、緊急銃猟、今、全国的にも熊の実績だけということになりますので、すみません、一部イノシシありますけれども、ほぼ熊なので、今回は伐採果樹であったり、それから緊急銃猟、それから有害駆除、それから先ほどの侵入防止フェンスなど、熊対策が主になります。

イノシシについては、有害鳥獣対策協議会のほうの予算で対策費用取っているのと、あとは皆さんに申し込みいただいております電気柵とか、普通の柵であるとか、そういった侵入防止策の予算が町の予算としてございます。イノシシ対策については、そちらのほうで手当してございます。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） 同じく8ページでございます。置き型授乳室設置促進事業補助金でございますが、こちら県の要綱上、市町村が補助の対象ということになっております。

以上です。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君） お答えします。

13ページのタブレットの本体価格が上がったのかという問いに対しましては、こちら本体の価格が上がったもとになりまして、当初予算計上時には8万8,000円、1台で見込んでいたものが、2月に県から本体が上がるというお話がありまして、2万3,000円ほど上がったものになります。

議長（石垣正博君） 3番鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君） 初めのイノシシの対策についてなんですけれども、町民の方から、このイノシシの対策を求める声が寄せられております。実際に被害に遭った町民の方が農林振興課に伺いまして、何とか対策をとというふうに話をすると、まず、その本人が何か被害を防ぐ対策をしているかということを確認されております。かなり困惑したということなんですけれども、2月に総務産業常任委員会で、猟友会の方から、まず自分で何か対策をして、それで防げない場合、捕獲の許可が出るという説明がございました。で、この条件なんですけれども、何か法的に決まっているのか、あるいは県や町の条例で決まっているのか、そのあたりをお伺いいたします。

あと、タブレットなんですけれども、当初予算では県からの補助金があったと思うのですが、今回単価増の場合、その分何か補助金が出るのかどうかお伺いをいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

イノシシ対策につきましては、今、議員さんおっしゃられたとおりの対策、対応とさせていただいております。有害駆除の許可を下ろす際に、必ずしも自己防衛してからというものは決まっておられません。被害が確認できれば、有害駆除は下せるんですが、鳥獣保護法というものがその前段にありまして、まずは生き物をむやみに殺生できないような鳥獣保護法というのがある、動物は守られています。ですので、そういった意味で、猟友会の方もまずは作物を自分で守るという自己防衛が前提にあった中で、やっぱりその後防ぎ切れなくなれば、有害駆除という形を考えているということで、そういう説明をさせていただいているところです。ですので、2月の説明としては、まず鳥獣保護法がありますので、自己防衛していただいて、それでも防げない場合は駆除という形になります。駆除についても、猟友会の隊長に、出ているところにつきましては、相談があれば、現場を確認していただいております。その中で、隊長のほうで、もちろん町もですけれども、一緒に行って、ここにはかける、かけないの判断をしながら、明らかに何回も来ているようであれば、かけたりとかして、駆除ということも実際には行っております。

以上です。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君） お答えします。

タブレットの単価増分については、補助金については出る予定はござ

いません。当初予算で見込んでおりました分のみ、補助金が出る予定となっております。

議長（石垣正博君） 3 番鎌田暁史議員。

3 番（鎌田暁史君） 先ほどの鳥獣保護法によって、何か対策があっても、それでも防ぎ切れない場合という条件なんですけれども、この条件が町民の方々にちょっと浸透していないのではないかと感じております。ですので、町として何らか分かりやすい形で P R が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

窓口でそういったことを聞かれた際には、できるだけ丁寧に、こういうことでということで丁寧に説明はさせていただいているつもりですけれども、なお、さらにホームページとかを使用しまして、町民の皆様に広く周知してまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（石垣正博君） ほかにございませんか。2 番赤間繁幸議員。

2 番（赤間繁幸君） 13 ページ、9 款 1 項 3 目外国青年招致費、今回 A L T さんが交代するということなんですけれども、これって契約期間が満了したのか、そうでないのか。もし満了したのであれば、なぜ今回の補正なのか。満了でなければ辞める理由と、それと、次の方はもう既に決まっているのかについてお伺いいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君） お答えします。

A L T につきましては、当初予算計上時はちょっと継続の意向を示しておりましたが、その後、2 月ぐらいに大学院への志望を希望したいということのお話がありまして、今回、急遽交換するものになります。

先ほどお話がありました、次の方は決まっているのかということなんですけれども、7 月以降の方は決まっております。

議長（石垣正博君） 2 番赤間繁幸議員。

2 番（赤間繁幸君） 決まっていることで、ほっとしました。

それで、次の方というのは契約期間というのは 1 年なのか、それとも 2 年なのか、3 年なのか、どのようになっているのかお伺いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君） お答えします。

契約期間については 1 年になりまして、更新ができるものになってお

りまして、5年間更新を延ばすことができるものになっております。

議長（石垣正博君） よろしいですか。

ほかにございませんか。10番熱海文義議員。

10番（熱海文義君） まず、8ページの先ほど鎌田議員からありました県補助金の中の宮城指定管理鳥獣対策事業交付金、これ県からの補助金になっているんですけれども、県のほうに国から来ているお金なのかどうか聞きたかったんです。この事業って、あくまで国の問題だと私は思っているんで、その辺の補助金の流れをちょっと教えてほしいです。

それから、その下で商工費県補助金の中で、宿泊税市町村交付金ってあるんですけれども、これ支倉常長のどうのこうのという説明あったと思うんですけれども、何かこの宿泊税交付金というのはちょっと私が納得できないところで、宿泊するところなくて宿泊しないのに、何で宿泊税交付金なのか、その辺ちょっと納得できないんですけれども、するところないですよ、宿泊税取っておこうって。だから、こいつどういうことなのか、ちょっと詳しく教えてほしいです。

それからですね、11ページの総務費の中の町民バス管理費、従業員休憩室賃借料55万5,000円になっています。だけど、5ページで債務負担行為49万1,000円。これ、この差額ってどういうことなのか、まず教えてほしいのと、住民バスの休憩室って、この金額で借りるって、土地だけの問題なのか、建物はどうすんのか。どういう建物で、どういう中身なのかというのが全然ちょっと見えてこないんです。建てる場所もどこに建てるのか。どこに建てるのか、詳しく教えてほしいです。

それからね、12ページ、農林水産業費の農業費の中で一番上の猟友会に対する手当みたいなお金だと思うんですけれども、これ今回定例会に上がってきたのって、すぐ支払いするための金額なのか。前にも猟友会のほうから年に1回しかもらえないということで、なかなかね、もらうまで手出ししてやっているというので大変だという意見があったんですけれども、その辺をどういうふうにしていくつもりなのか、その辺をお聞きします。

それから、その下の工事請負費の中の小学校のフェンスということだったんですが、これ何で農業振興費の中でフェンスなのか。こいつ学校費、小学校費のほうでねえのすかや。学校の問題だよなと思うんですけども、何でこの款項違うのか、その辺教えてほしいです。

今回、小学校だけになっているんですけれども、幼保連携の保育園とか、それから中学校もあるんですけども、その辺をどのように考えてい

るのか。幼稚園のほうも危ないと思うんです、結構、中学校よりは。その辺どう考えているのか。それとも、民間に任せてるから、全部民間のほうでという考えなのか、その辺をお聞きします。

それから、12ページの農業振興費の先ほど佐々木議員からもありました農業機械の補助金なんですけれども、先ほど聞いたのって、申請っていうか、どういう機械を買う予定で、買ったのか分かんないけれども、予定で、機械の種類、何か4法人って言っていたけれども、どういう機械を買う予定なのか、その辺をお聞きしたいです。

以上です。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

まず、宮城県指定管理鳥獣対策事業交付金ですけれども、こちらの原資につきましては、環境省で令和7年度補正予算で取った34億円、こちらが原資となって、各県に配分されて、県を通して町のほうに来ているという流れでございます。

それからですね、7節の報償費、12ページの農林水産業費の7報償費のところなんですけれども、こちらにつきましては、熊緊急対策出役費ということで、主に熊対策に充てられるものになります。その熊対策の中には、有害駆除と緊急銃猟がございます。それにも出役に当たってのものになりますので、所管事務調査のときに猟友会の方が言った手当の支払いというのは、主にイノシシ対策になります。そちらについても、別な県から来る指定管理鳥獣交付金というものを充てています。そちらが9月と2月に交付金入ってきますので、支払いをどうしてもそこに原資がありませんので、町の予算ではなくて協議会、有害鳥獣協議会にそのお金が入ってきてから支払いになるので、今後は年1回じゃなくて、せめて10月と3月、2回に分けて払いたいと思っていますし、協議会のほうにその原資がありませんので、そのお金が来てからしか払えないという立て付けになります。ただ、今1回で払っているところは、年2回で払いたいというふうに、今、相談しているところでございます。

それからフェンスなんですけれども、こちらにつきましては、まず小学校というところになっておりますけれども、こちらも先ほど言った環境省の補正予算のほうに予算要望しておりますので、今回農林振興課のほうで県に要望を出して、予算化しているところでございます。

まずは小学校というところで、山とつながっていますし、小学校については、熊の出没情報が多い山に近いところに小学校がありますので、

まずは小学校からと思っています。

幼稚園のほうにつきましては検討はしましたが、あそこは既にまずぐるっとフェンスが回っているということもありましたので、今、全然フェンスが山際にはない小学校からの対策というふうに思っています。

中学校については取りあえず町場ということで、今回は小学校を対象にしております。

それから、農業用機械の御質問ですけれども、こちらにつきましては今回の申請4件ですけれども、コンバイン3台、トラクター1台でございます。そのうち、コンバイン1台についてはリース事業というほうを採択しております。

以上です。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） お答えいたします。

8ページの宿泊税市町村交付金でございますが、こちらなぜ本町に宿泊施設がないのに交付されるのかというところかと思えます。

こちらについては、県税ということで宿泊税のほう、県内の各地の宿泊施設のほうから県税として納めていただいたものを分配しているというような内容にはなりますけれども、そちら市町村が、その交付金については、市町村が地域の実情に応じて行う観光地域づくりということで、様々観光、誘客を誘発するような事業を行ってもらい、その事業に対して充てるということで、均等で各市町村に頂いている交付金ということになりますので、県全体で考えて、さらに宿泊も増やす、誘客も増やすというような目的ということになってございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 答弁願います。

商工観光課長（高橋 優君） こちら本町においては今年度からということで、おおさとまつりから大郷支倉まつりということで、こちらの事業についても観光振興のための事業、誘客に結びつける事業ということで、そちらに充当するような形で予算のほう計上させていただいております。

以上です。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） それでは、バスのほうで答弁をさせていただきます。

債務負担行為と本年の補正の額の違いということだったんですけれども、まず、ものにつきましてはいわゆるスーパーハウスを予定してござ

います。場所につきましては、今の事務所の北側といいますか、東側のところにスーパーハウスを持ってきて、据え置くというような形を予定してございます。

金額の違いにつきましては、今年度は設置に係る費用、設置にプラス電気であったり、あと畳であったり、あとコンクリートのウエート等がありますので、今年後のほうが若干高い。来年度は撤去になりますので、そのまま撤去になりますので、金額のほうが若干低いというような形になります。

サイズにつきましては約3坪、6畳程度のものを予定してございます。以上です。

議長（石垣正博君） 10番熱海文義議員。

10番（熱海文義君） よく分かりました。

この8ページの市町村宿泊税の問題で、支倉まつりというか、秋まつりに充当するということだったんだけど、今回のやつはどこに入っているんですかね、支出するところ。まだ入っていないのかな、9月の定例会で出す予定なのか、その辺ちょっとお聞きします。

それから、まず12ページの猟友会のやつなんですけれども、猟友会のほうでどうなんです、年2回支払いで納得してもらっているんですか。その辺をお聞きします。

あれ、一番最後何だったっけ。

住民バス、今年は基礎の部分という考えなんですか。違う。建物建てるんですか。ハウス持ってきて、ただ置くだけ。では、基礎ないんですね、6畳だから。だけど、中は和室みたいなのもつくるということですよ、畳というのがあったんで、そこで寝そべることもできるということでもいいんですね。例えば、その他の備品って、何か追加って出てくる可能性があるような気がするんですけれども、例えば、夏の日休憩するのにエアコンつけなきゃないとか、その辺はどうなっているんでしょう。例えば、腰かけ置くとか、その辺もちょっと聞きたかったんです。やっぱり運転手横になりたいんです、私もやっていたことあるので。その辺やっぱりゆっくり休みたいときは休まないとなと思っているので、その辺ちょっと気になるんですけれども、いかがでしょう。お願いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋 優君） お答えいたします。

8ページの宿泊税の市町村交付金でございますが、こちらについては支倉まつりのほうに充当するということで先ほど話のほうさせていた

できました。支倉まつりの予算については、当初予算のほうで600万円ということで計上のほうさせていただいておりまして、宿泊税に関しては後追いでその交付というのが決まったので、今回改めて歳入だけ載せさせていただいたということでございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

先ほどの報償費ですけれども、先ほども申し上げましたが、主にイノシシ対策ということで、協議会のほうに県からその分のお金が出て、支払うものです。ですので、協議会に今そのお金がない中で、県からお金が入ってこないとお支払いできない。その辺も猟友会の方にはもう一度しっかり説明させていただいて、納得いただくことしかできないかと思っています。そのお金が来ないとお支払いできませんので、そこは御説明をし、納得いただかなければいけないと思っています。

ただ、そのほかにいろんなイノシシ対策につきましては、先ほど申し上げました現場の確認だとか、いろいろなことを猟友会の方に、捕獲も含めて一生懸命やってもらっていますので、早急に対応できるものについてはできるだけ早急に支払ったりだとか、新たに見る経費だったりも含めて、そこは猟友会の方とも相談しながら、今年度もこれまでない経費をやっぱり見直して、そして内規のほうに新たに定めて、相談しながらお支払いできるものはしっかりお支払いして、早期にお支払いするという対応を取りながら、こちらも精いっぱいできるものはできるようにしているつもりでございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉 昭君） お答えいたします。

物につきましては、いわゆる先ほども言いましたがスーパーハウスということで、何ですかね、クレーンとかで持ってきて、ぽんと置く。そこにウエートを置きますので、基礎工事といったものは特にございません。面積につきましても約6畳ということで、スタイル畳というんですかね、薄畳といいますか、軽い畳のほうを全部敷きまして、エアコンと、あと換気扇、コンセント、照明器具なども先についているものになりますので、この後に何か追加でというものは特には予定はしてございません。

議長（石垣正博君） 10番熱海文義議員。

10番（熱海文義君） さっきの猟友会のほうなんですけれども、その協議会のほうから入金ないとお支払いできないというんですけども、その委員会で会った猟友会の人たちは、もうガソリンなり、見守りでね、結構使うような話していたんですよ。それを先に自腹切って待っているという、来るのを待っているということで、大変出費が多いという話も聞きました。やっぱりその辺町として何か、例えばだよ、例えば、予備費を使って充当していくとか、何か手当してもらうような考えって、できないんですかね。その辺ちょっと聞いて、終わりたいと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

こちら鳥獣被害防止総合対策交付金というもので、県より来ます。こちらにつきましては、その実績に応じてお金のほうが来る仕組みになっておりますので、その辺は制度上というところもございますので、そこは猟友会の方に納得いただきながら、ただ、先ほど言いましたとおり、そのほかにもいろんな経費が今かかっていますし、新たなものも出てくる中で、こちらで対応できるものは精いっぱい対応させていただいております。そこは、隊長さんにも理解はいただいているかなというふうに思っております。

以上です。

議長（石垣正博君） ほかにございませんか。7番鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） 11ページの一番下、民生費、社会福祉協議会のトイレ改修についてお伺いします。

今現在、和式のところを洋式にするというお話でしたが、ふれあいセンターのように、多目的トイレなんかの工事などはないんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） お答えいたします。

多目的というか、男子トイレのほうを多目的に使えるような形で考えているということでした。

以上です。

議長（石垣正博君） 7番鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） 男子トイレを多目的にすると。普通女子トイレに多目的というのはちょっと必要なのかなと思っているんですけども、どういった意味で男子に多目的がつくんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） 女子トイレのほうも多目的に使えるようにはす

るんですが、身障者用とか、そういう感じのものを、男子トイレのほうをメインに考えているということでした。

議長（石垣正博君） 7番鈴木恵子議員。

7番（鈴木恵子君） 今現在、たしかドアが3つ、4つしかってなかったと思うんですけども、それがやっぱりトイレの数は減るという設計なんですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） そのように聞いております。

議長（石垣正博君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） ないですか。ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第35号 令和8年度大郷町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は起立で行います。

お諮りします。

本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 閉会中の所管事務調査

議長（石垣正博君） 日程第7、閉会中の所管事務調査を議題といたします。

各委員長から、所管事務のうち会議規則第70条の規定によりお手元に配付した所管事務調査事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議長（石垣正博君） 以上をもちまして、今定例会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和８年第２回大郷町議会定例会を閉会といたします。

皆様、大変御苦労さまでございました。

午 前 １０時５５分 閉 会

上記の会議の経過は、事務局長 千葉恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員